

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領の一部改正  
(県例規集登載)

治山課

- 救急病院の認定

医療推進課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

### 【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良区役員の退任及び就任届

経営支援課

- 公共測量の実施

耕地課

- 公共測量の終了

〃

- 道路の位置の指定

建築指導課

### 【人事委員会】

- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
(以上県例規集登載)

人事委員会

- 〃

〃

### 【選挙管理委員会】

## 目次

担当課（室）

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の指定取消し

選挙管理委員会

### 【警察本部】

- 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程の一部改正  
(県例規集登載)

生活安全企画課

### 【正誤】

- 保安林の指定施業要件の変更予定の正誤

治山課

◎岡山県告示第六百二号

岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領（平成二十年岡山県告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条第一号中「に規定する」を「各号（政令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。第十条において同じ。）に掲げる」に改め、同条に次の一号を加える。

三 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又は岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者

第三条第一項中「各号」の下に「（政令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「前項の規定により」を削る。

第四条第二項中「前項」を「第六条」に改め、「第二号から第五号までの要件については」を削り、同項第二号イ中「森林部門」を「同法第三十二条第一項の規定により登録を受けた技術部門が技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第二条第十三号に規定する森林部門である者」に改め、同号ハ中「社団法人日本森林技術協会」を「一般社団法人日本森林技術協会」に改め、同号ニ中「林業作業士」の下に「（基幹林業作業士及び林業技能作業士を含む。）」を加え、「又は農林水産大臣からフォレストワーカー（林業作業士）の登録を受けている者」を削り、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項に規定する農林水産省が備える研修了者名簿に林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のいずれかの登録を受けている者

第四条第二項第三号中「掲げるチェーンソー取扱業務及び刈払機取扱作業に関する教育」を「規定するチェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」に改め、「限る。」の下に「及び労働省労働基準局長通達（平成十二年二月十六日基発第六十六号）に基づく刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を加え、同項第五号中「都道府県税」を「岡山県税」に改め、「市町村税」の下に「（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）」を加え、「の滞納がない」を「を滞納していない」に改め、同項第六号中「（平成二十二年岡山県条例第五十七号）」を削る。

第五条第一項中「毎年、」を「その年の四月一日から翌々年の三月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについて、その年の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、提出すべき期間の初日又は末日が岡山県の休日<sup>（一）</sup>を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日<sup>（二）</sup>に当たるときは、同項に規定する県の休日の翌日を当該提出すべき期間の初日又は末日とする。

第五条第二項第一号中「岡山県知事」を「知事」に、「改善措置計画認定書」を「改善計画認定通知書」に改め、同項第五号中「納税証明書」の下に「（滞納がないことを証明しているものに限る。第七号において同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）」を加え、同項第六号中「の納税証明書」を「に係る未納税額がないことの証明書」に改め、同項第七号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「納税証明書」の下に「（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、

委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

第五条第二項第八号中「、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書」を「及び損益計算書」に改め、同項第九号中「印鑑証明書」を「法人にあつては印鑑証明書、個人にあつては印鑑登録証明書」に改め、同項第十号中「支配人」を「当該個人及び支配人」に改め、同項第十一号中「労働者災害補償保険」を「技術職員及び作業職員が労働者災害補償保険」に改め、同項第十二号中「労働安全衛生法の規定による技能講習修了書」を「技術職員に該当する者であることを証する書類」に改め、同項第十四号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「締結」を「締結等」に改め、「営業所等の長」を「営業所の長等」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 作業職員に該当する者であることを証する書類の写し  
第五条第三項を次のように改める。

3 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、作成後三箇月以内のものに限る。

第五条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により入札参加資格審査の申請をした者は、次に掲げる事項に該当することとなったときは、直ちにその旨の変更届出書を知事に提出しなければならない。

一 営業の休廃止又は変更

二 商号又は名称、所在地（個人の場合は、住所）、代表者の職氏名（個人の場合は、氏名）、印鑑及び連絡先の変更

三 県との契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任している場合における、

当該営業所等の名称、所在地、当該営業所の長等の職氏名、印鑑及び連絡先の変更

四 法人にあつては役員及び支配人の、個人にあつては支配人の選任及び解任

五 技術職員数又は作業職員数の変更

第六条中「前条の規定により入札参加資格審査の申請をした者」を「入札参加資格審査申請者」に改め、ただし書を削る。

第七条第二項中「の有効期間」を削り、「は、」の下に「第五条第一項の規定により」を加え、「二年間」を「翌々年の三月三十一日までの間、その効力を有するもの」に改める。

第十条中「に規定する」を「各号に掲げる」に改める。

第十一条中「第三条の規定により」を削る。

別表中「五千万円以上」の下に「。ただし、申請のあつた日の属する年度の前四年度において、岡山県が発注した森林整備作業の実績がある者に限る。」を加える。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領の規定は、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

◎岡山県告示第六百三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

新見中央病院

2 所在地

新見市新見八二七―一

二 認定年月日

令和五年十二月二十二日

三 認定の有効期限

令和八年十二月二十一日

令和5年12月22日 岡山県公報 第12560号

◎岡山県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先を経て 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三四 番一地先まで	倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一 地先から 倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三四 番一地先まで	旧	六・九 三九・九	一一二・六 ・八	
		新		九・四 四〇・七	九四七・〇
		新	九・四 四〇・七	九四七・〇	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柳井原上二万線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先から 倉敷市船穂町柳井原字殿坂一八五四番一 〇地先まで	倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番 一地先から 倉敷市船穂町柳井原字殿坂一八五四番一 〇地先まで	新	一一・五 三五・一	一三二・三
		新	一一・五 三五・一	一三二・三

倉敷市船穂町柳井原字殿坂一八五四番八  
地先から  
倉敷市船穂町柳井原字殿坂一八五四番一  
○地先まで

旧

二六・一  
四五・八

二七・五

◎岡山県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		道路の路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	柳井原上二万線	下原船穂線	倉敷市船穂町柳井原字奥山三三二番一地先から倉敷市船穂町柳井原字古城山一九四八番一地先を経て倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三四番一地先まで	令和五年十二月二十五日（十時）
	倉敷市船穂町柳井原字殿坂一八五四番一〇地先まで			

〔六〇六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方字鳥落通二二三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 西喜多 浩

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

（変更前）名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

（変更後）名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

第一福岡ビルS館4階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

（変更後）名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

令和五年九月一日ほか

二 届出年月日

令和五年十二月十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年十二月二十二日から令和六年四月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課



〔六〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

高梁市津川町地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和五年十二月十二日から 令和六年三月十九日まで	測量期間

〔六〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美咲町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町全域	測量区域
公共測量（空中写真撮影、写真地図作成及び数値地形図作成）	測量の種類
令和五年十二月十二日から令和八年二月二十七日まで	測量期間

〔六一〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	新見市哲多町蚊家 地内
測量の種類	公共測量（用地測量）
終了年月日	令和五年十二月十一日

〔六一一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一〇一号 令和五年十二月十 五日	浅口市金光町占見新田七〇六番 七、七〇六番七地先道路	四・五一	三四・六三

◎岡山県人事委員会規則第四十七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十五号中「七月一日」を「六月一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四十八号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長

安

田

寛

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第八号中「七月一日」を「六月一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和五年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
麻と山本太郎の党岡山支部	鎌倉 豪	鎌倉 豪	岡山市北区表町三―五―三二	令和五・一一・九
加藤義久後援会（万福会）	加藤 義久	加藤 義久	笠岡市用之江二―一―二	一一・二
西山博行後援会	藤井 仁恵	石田 豊美	吉田六七三―一	一一・二一
宮崎ひでお後援会	宮崎 秀夫	宮崎 秀夫	富岡四七五―一八	一一・七
村上太志後援会	三宅 祐希	三宅 祐希	富岡六〇五	一一・二

◎岡山県選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和五年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	所在地	新	旧	異動年月日
政治団体の名称	国民民主党岡山県第1区	佐々木 雄 司	主たる事務所の所在地	赤磐市桜が丘西六一―一七	赤磐市桜が丘西二―一九―八	令和五・一一・一
総支部	二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あらき謙二後援会	中塚 正彦	代表者の氏名		中塚 正彦	田邊 正樹	令和五・一一・二三
江本公一後援会	中田 尚志			中田 尚志	小倉 太郎	一一・一六
太田正孝後援会	太田 眞治郎			太田 眞治郎	宮崎 雅史	一一・一一
岡山県税理士政治連盟	姫井 繁彦			姫井 繁彦	富山 敬介	九・五
鎌田桂輔後援会	鎌田 桂 輔	会計責任者の氏名		中原 教	富山 敬介	一一・一
小林よしふみ後援会	大島 由美子	国会議員関係政治団体の区分		国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	一一・一〇

◎岡山県選管告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和五年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大林裕一

政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県備前市・和气郡第一支部

池本敏朗

令和五・一一・二七

自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡第四支部

田野孝明

〃 一一・二八

◎岡山県選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。  
令和五年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

宮崎秀夫

笠岡市議会議員

宮崎ひでお後援会

笠岡市富岡四七五―一八

令和五・一一・七

◎岡山県選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。  
令和五年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第一号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

鎌田桂輔

鎌田桂輔後援会

取消年月日

令和五・一一・一

◎岡山県警察告示第七十一号

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規程（令和五年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十二日

岡山県警察本部長 河原雄介

別表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次の一項を加える。

五 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十四条の二	仮設店舗営業届出書の提出（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
-------------------------------	--------	--

附則

この告示は、令和六年一月四日から施行する。

〔二三〕 令和五年十二月十二日付け公布岡山県告示第五百九十二号（保安林の指定施業要件の変更予定）に誤りがあった。

終わりから二	行
鏡野町役所	誤
鏡野町役場	正